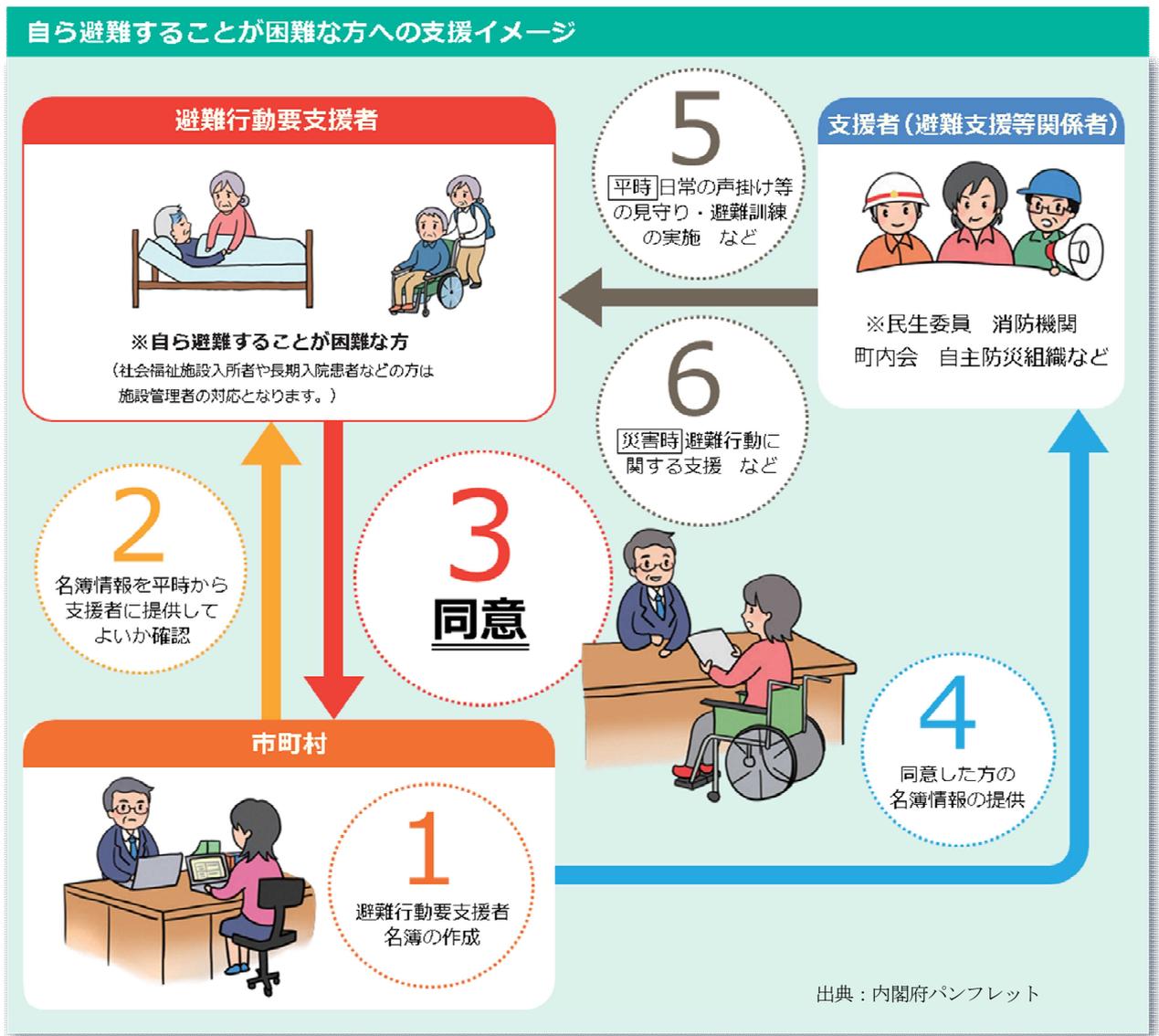


避難行動要支援者名簿情報取扱マニュアル【概要版】

○避難行動要支援者名簿とは

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。

このたび津山市が作成した避難行動要支援者名簿のうち、本人から市役所外部へ提供の同意があった方の名簿情報を、希望する自主防災組織・町内会へ配布することで、地域の中で避難を支援する体制づくりに役立てていただくものです。



○ 提供する名簿の情報

- ・ 本人の住所、氏名、性別、電話番号、緊急時の家族連絡先、町内会名、支援を必要とする理由、避難支援者（届出のあった親族等）の氏名、住所、電話番号等。

○ 避難行動要支援者 個人名簿の提供までの流れ

①名簿受取りの申出及び個人情報外部提供申請書の提出

- ・自主防災組織・町内会代表者が生活福祉課社会援護係へ名簿受取りの申出をしていただくとともに、「個人情報外部提供申請書」を提出していただきます。
(地区内に避難行動要支援者がいない場合は、個人情報外部決定通知書により回答します。)

②個人情報の取扱い及び提出書類に関する説明

- ・名簿情報管理責任者（自主防災組織代表者・町内会長）となつていただく方へ、名簿に関する取扱い説明並びに、情報提供に際しての、提出書類の説明及び提供を行います。

③覚書及び関係書類の提出

- ・名簿の情報提供に際し、自主防災組織・町内会と津山市と間で「覚書」を締結し、関係書類を提出していただきます。

④名簿情報の提供

- ・提供する名簿は、窓口にて名簿情報管理者の方へ直接お渡しします。



⑤自主防災組織及び町内会での情報共有・活用

- ・情報共有・活用する場合は、名簿情報管理者が名簿情報取扱者へ名簿の取扱いについて説明を行っていただきます。
- ・名簿情報管理者は名簿の複写等をしたときは、管理記録簿へ履歴を記載します。

⑥名簿情報の更新、返却、名簿取扱者の変更、事故報告

- ・提供する名簿は、年1回更新します。
- ・新しい名簿は市役所窓口にてお渡します。また新しい名簿は「個人情報外部提供申請書の提出」と「既に提供している名簿（古い名簿）」との引換になります。

○ 名簿の取扱いについて

- ・提供する名簿は非常時に活用できるよう公民館や集会所で、部外者が容易に閲覧することができない鍵のかかるロッカーやキャビネットなど施錠できる場所に保管してください。なお、名簿情報管理責任者の自宅でも構いませんが、原則ロッカーやキャビネットなど施錠できる場所に保管してください。
- ・名簿情報の複写は必要最小限度の範囲とし、名簿を複写した場合は、複写や配布先の年月日や履歴を管理記録簿へ記載してください。
- ・名簿情報取扱者以外への情報提供はできません。ただし、津山市から既に同名簿情報の提供をしている避難支援等関係者（民生委員、消防団等）との情報共有は可能です。

問い合わせ先
申請先

津山市社会福祉事務所 生活福祉課 社会援護係
〒708-8501 津山市山北520
TEL (0868) 32-2063
FAX (0868) 32-2153

暮らし、
ほんもの。

